

## 議案第46号

### 大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「長居公園及び」を「長居公園又は」に、「第5条の2」を「第5条の10」に改める。

第4条第6項中「大阪城公園又は鶴見緑地（代行公園の部分に限る。第8項、第16条の2第1項、第2項及び第9項並びに別表第4において同じ。）」を「代行公園」に、「大阪城公園又は鶴見緑地（代行公園の部分に限る。）」を「代行公園」に改め、同条第7項中「大阪城野球場、」を「大阪城野球場、大阪城弓道場、」に、「又は」を「、長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居運動場、長居庭球場、長居相撲場若しくは長居植物園（以下「長居陸上競技場等」という。）又は」に改め、同条第8項中「大阪城公園」を「代行公園」に改め、「、同条の規定により鶴見緑地の管理を行うもの（以下「鶴見緑地の指定管理者」という。）」を削り、「又は同条」を「、同条の規定により長居陸上競技場等の管理を行うもの（以下「長居陸上競技場等の指定管理者」という。）又は同条」に改め、同条第9項中「大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地」を「代行公園」に、「又は」を「、長居陸上競技場等の指定管理者又は」に改める。

第9条の7第1項中「大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地」を「代行公園」に改める。

第16条の2第1項中「大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地」を「代行公園」に、「大阪城公園、鶴見緑地、大阪城野球場等」を「代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等」に改め、同条第2項中「大阪城公園、鶴見緑地、大阪城野球場等」を「代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等」に、「大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地」を「代行公園」に改め、同条第3項、第6項及び第8項中「大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地」を「代行公園」に改め、同条第9項各号列記以外の部分中「大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地」を「代行公園」に改め、同項第1号中「大阪城公園、鶴見緑地」を「代

行公園」に改め、同項第2号中「が大阪城公園、鶴見緑地」を「が代行公園」に、「大阪城公園、鶴見緑地又は当該」を「当該代行公園又は」に、「大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地」を「代行公園」に改める。

第19条中「前条の規定により代行公園の管理を行うもの」を「代行公園の指定管理者」に改める。

第25条第1項中「第18条の規定により代行公園の管理を行うもの」を「代行公園の指定管理者」に改め、同条第2項中「大阪城公園の指定管理者又は鶴見緑地」を「代行公園」に改め、同条第4項中「又は鶴見緑地球技場等」を「、長居陸上競技場等の指定管理者又は鶴見緑地球技場等」に改める。

第27条第2号中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

別表第4 1 大阪城公園、鶴見緑地、大阪城野球場等又は鶴見緑地球技場等を占有する場合の利用料金の表中「大阪城公園、鶴見緑地、大阪城野球場等」を「代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競技場等」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定(「第5条の2」を「第5条の10」に改める部分に限る。)及び第27条第2号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

2 八幡屋公園及び長居公園(大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。)並びに大阪城弓道場、長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居運動場、長居庭球場、長居相撲場及び長居植物園に係るこの条例による改正後の大阪市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、改正後の条例第16条の2第3項及び第5項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

八幡屋公園及び長居公園の一部並びに大阪城弓道場ほか7施設における行為の許可等を指定管理者に行わせることとするとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 大阪市公園条例(抄)

(行為の禁止)

### 第3条 省略

- 2 代行公園(八幡屋公園、大阪城公園、長居公園及び鶴見緑地のうち、法第5条第1  
又は

項の許可を受けた者が設置し又は管理する公園施設、法第5条の2の規定により別に  
第5条の10

管理の方法を定められた公園施設、別表第1に掲げる有料施設及び他の条例の定めるところにより管理される公園施設を除いた部分をいう。以下同じ。)における前項の規定の適用については、前項第2号、第5号及び第8号中「市長」とあるのは「第18条の規定により代行公園の管理を行うもの」とする。

(行為の制限等)

### 第4条 省略

#### 2 - 5 省略

- 6 大阪城公園又は鶴見緑地(代行公園の部分に限る。第8項、第16条の2第1項、第2項及び第9項並びに別表第4において同じ。)において第1項各号(第7号を除く。)に掲げる行為をしようとする場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により大阪城公園又は鶴見緑地(代行公園の部分に限る。)の管理を行うもの」とする。

- 7 大阪城野球場、大阪城弓道場、大阪城西の丸庭園若しくは豊松庵(以下「大阪城野球場等」という。)、長居陸上競技場、長居第2陸上競技場、長居球技場、長居運動場、長居庭球場、長居相撲場若しくは長居植物園(以下「長居陸上競技場等」という。)又は鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール若しくは水の館ホール(以

下「鶴見緑地球技場等」という。)において第1項各号(第7号を除く。)に掲げる行為をしようとする場合における同項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により当該有料施設の管理を行うもの」とする。

8 次の各号のいずれかに該当するときは、第18条の規定により大阪城公園の管理を行  
代行公園

うもの(以下「大阪城公園の指定管理者」という。)同条の規定により鶴見緑地の管  
代行公園

理を行うもの(以下「鶴見緑地の指定管理者」という。)同条の規定により大阪城野  
球場等の管理を行うもの(以下「大阪城野球場等の指定管理者」という。)同条の規  
定により長居陸上競技場等の管理を行うもの(以下「長居陸上競技場等の指定管理者」  
という。)又は同条の規定により鶴見緑地球技場等の管理を行うもの(以下「鶴見緑  
地球技場等の指定管理者」という。)は、前2項の規定により読み替えられた第1項  
若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、  
又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

(1) - (3) 省 略

9 前項の規定により同項に規定する必要な措置を命ぜられた者は、命ぜられた措置を  
完了したときは、速やかにその旨を大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者、  
代行公園

大阪城野球場等の指定管理者、長居陸上競技場等の指定管理者又は鶴見緑地球技場等  
の指定管理者に届け出なければならない。

(意見の聴取)

第9条の7 大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理  
代行公園

者は、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは  
第3項の許可又は第9条の2の許可に関し必要があると認めるときは、第4条第6項

若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第4項第2号又は第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

## 2 - 3 省 略

(利用料金)

第16条の2 市長は、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の代行公園

指定管理者に第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可に基づく大阪城公園、鶴見緑地、大阪城野球場等、長居陸上競技場等若しくは鶴見緑地球技場等の使用に係る料金又は代行施設及びその附属設備の使用に係る料金(以下これらを「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可を受けて大阪城公園、鶴見緑地、大阪城野球場等、長居陸上競技場等若しくは鶴見緑地球技場等を使用しようとする者又は代行施設及びその附属設備を使用しようとする者は、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の代行公園

くは鶴見緑地球技場等を使用しようとする者又は代行施設及びその附属設備を使用しようとする者は、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の代行公園

くは鶴見緑地球技場等を使用しようとする者又は代行施設及びその附属設備を使用しようとする者は、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の代行公園

指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表第4に掲げる金額(代行施設の附属設備を使用する場合には、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額)の範囲内において、大阪代行公園

城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者があらかじめ公園

市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

#### 4 - 5 省 略

#### 6 大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、次 代行公園

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料金を免除することができる。

#### (1) - (8) 省 略

#### 7 省 略

#### 8 前2項に定めるもののほか、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は 代行公園

代行施設の指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める場合には、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は免除することができる。

#### 9 大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、次 代行公園

の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者の責めに帰すことのできない特別の事由により大阪城公園、鶴見緑地又は代行施設を使用することができ  
代行公園

なくなつたとき

- (2) 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者が大阪城公園、鶴見緑地又は代行施  
代行公園

設の使用を開始する前に大阪城公園、鶴見緑地又は当該代行施設の使用の許可の取  
当該代行公園

消しを申し出た場合において、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又  
代行公園

は代行施設の指定管理者がその理由を相当と認めて使用の許可を取り消したとき

(3) 省 略

(指定申請の公告)

第19条 市長は、前条の規定により代行公園の管理を行うもの及び代行施設の指定管理  
代行公園の指定管理者

者(以下これらを「指定管理者」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ次  
に掲げる事項を公告するものとする。

(1) - (5) 省 略

(業務の範囲)

第25条 第18条の規定により代行公園の管理を行うものの業務の範囲は、次のとおりと  
代行公園の指定管理者

する。

(1) - (3) 省 略

2 前項各号に掲げるもののほか、大阪城公園の指定管理者又は鶴見緑地の指定管理者  
代行公園

は、第4条第6項の規定により読み替えられた同条第1項又は第3項の許可に関する  
業務を行うものとする。

3 省 略

4 前項各号に掲げるもののほか、大阪城野球場等の指定管理者、長居陸上競技場等の  
指定管理者又は鶴見緑地球技場等の指定管理者は、第4条第7項の規定により読み替  
えられた同条第1項又は第3項の許可に関する業務を行うものとする。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 省 略

(2) 第10条第1項又は第2項(第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)



の規定による市長( 法第5条の3の規定により市長に代わつてその権限を行う者を  
第5条の11

含む。)の命令に違反した者

(3) - (4) 省 略

別表第4 (第16条の2関係)

1 大阪城公園、鶴見緑地、大阪城野球場等、長居陸上競技場等又は鶴見緑地球技場  
代行公園

等を占有する場合の利用料金

省 略
-----

2 省 略